

○ 都城市物品及び役務に係る入札参加資格停止等の措置に関する運用基準

第1 総則

1 趣旨

この運用基準は、都城市物品及び役務に係る入札参加資格停止等の措置に関する要綱（以下「要綱」という。）の統一的な運用を図るため、その具体的な取扱いについて定めるものとする。

第2 用語の定義

1 要綱別表第1関係

- (1) 「公衆」とは、市の発注に係る契約の関係者以外の第三者をいう。
- (2) 「公衆損害」とは、市の発注に係る契約の関係者以外の第三者の生命、身体又は財産に対する危害により生じた損害をいう。
- (3) 「死亡者」とは、事故発生から48時間以内に死亡した者をいう。
- (4) 「負傷者」とは、「重傷者」及び「軽傷者」の総称とする。なお、「重傷者」とは、診断書に記載のある要加療期間（入院加療又は通院加療期間）がおおむね30日（1月）以上である者とし、それ以外を「軽傷者」とする。
- (5) 「契約関係者」とは、発注機関及び受注事業者並びにその被用者をいう。

2 要綱別表第2関係

- (1) 「市職員」とは、市職員のほか、市水道局の職員を含むものとする。
- (2) 「贈賄」とは、刑法（明治40年法律第45号）第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含むものとする。
- (3) 「公共機関」とは、国、県、地方公共団体及び公社公団等をいう。
- (4) 「公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。
- (5) 「競売入札妨害」とは、刑法第96条の6第1項に規定する公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。
- (6) 「談合」とは、刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。
- (7) 「脅迫等」とは、刑法上の脅迫にとどまらず、民法（明治29年法律第89号）上の強迫を含むものとする。

第3 入札参加資格停止の取扱い

1 入札参加資格停止の期間の始期

- (1) 有資格事業者が要綱別表第1又は別表第2の措置要件に該当することとなった場合における当該入札参加資格停止の期間の始期は、その措置を決定した日の翌日（午前0時）とする。
- (2) 入札参加資格停止の期間中の有資格事業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止の措置を決定した日の翌日（午前0時）とする。この場合において、入札参加資格停止の通知をするときは、別途行うものとする。

2 停止期間の算定方法

- (1) 標準停止期間を適用する場合
当該標準停止期間の開始日の応答日の前日までとする。
- (2) 要綱第5条第2項の規定による短期及び長期2倍措置を適用する場合
停止開始日から起算して、短期及び長期を2倍した期間が経過するまでとする（算定方法は(1)に同じ。）。
- (3) 要綱第5条第3項の規定による短期2分の1倍措置を適用する場合

停止開始日から起算して、短期2分の1倍した期間が経過するまでとする（算定方法は(1)と同じであるが、1月未満の端数が生じた場合は、日数計算による。）。

(4) 要綱第5条第4項による長期3倍措置を適用する場合

停止開始日から起算して、長期3倍した期間が経過するまでとする（算定方法は(1)と同じ。）。

3 停止期間の特例

(1) 有資格業者が一の事案により要綱別表第1又は別表第2の措置要件の二以上に該当したときは、要綱第5条第

1項の規定により算定する。

4 入札参加資格停止の期間と有資格事業者名簿との関係

有資格事業者名簿の有効期間が満了し、又は競争入札参加資格を辞退した後、新たな有資格事業者名簿に入札参加資格停止の期間中の有資格事業者が登載されている場合は、新旧名簿において当該入札参加資格停止の期間を通算するものとする。

5 入札参加資格停止の対象及び通知

(1) 入札参加資格停止は、原則として入札参加資格停止措置を決定した日の翌日以降に執行される入札から適用の対象とする。

(2) 入札参加資格停止の通知は、当該有資格事業者に対して総務部契約課長が、要綱第6条第1項の規定により行うものとする。

第4 随意契約の相手方の制限の取扱い

要綱第7条に規定する「やむを得ない理由がある」場合とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札参加資格停止の期間中に契約を締結しなければ当該契約の目的を達成することができない場合をいう。

(1) 特許等特別な技術を必要とする案件で、入札参加資格停止中の者しか契約の相手方がいない場合

(2) 緊急の必要性がある案件で、入札参加資格停止中の者以外の者では、その目的を達成することができない場合

(3) 現に契約履行中の案件に直接関連する案件で、入札参加資格停止中の者以外の者に履行させることが著しく不利となる場合

第5 入札参加資格停止に至らない事由に関する措置の取扱い

書面又は口頭での警告又は注意の喚起は、当該有資格事業者に対して総務部契約課長が、要綱第9条の規定により行うものとする。

第6 入札参加資格停止の措置要件の取扱い

1 虚偽記載（要綱別表第1第1項）

要綱別表第1第1項においては、故意又は重過失によるものを措置対象とし、軽過失及び錯誤によるものについては、原則として措置対象としないものとする。この場合における重過失とは、本市に損害を生じさせるなど、その影響が大きいと認められる過失をいう。

2 粗雑な履行（要綱別表第1第2項）

要綱別表第1第2項においては、粗雑な履行の原因が過失によるものを措置対象とする。故意によるものと認められる場合は、不正又は不誠実な行為により措置する。ただし、不可抗力に基づくもの、仕様書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置対象としないものとする。

3 契約違反（要綱別表第1第3項）

要綱別表第1第3項においては、履行の遅延や必要書類の未整備等といった違反の事実にとどまらず、発注者との信頼関係の破壊、監督又は検査業務への非協力の場合等についても措置対象とする。

4 事故（要綱別表第1第4項、第5項）

- (1) 要綱別表第1第4項及び第5項においては、単に履行の主たる場所にとどまらず、履行の過程において発生した事故についても措置対象とする。
- (2) 要綱別表第1第4項及び第5項において、「安全管理の措置が不適切であった」と認められる場合とは、発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していなかった場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合をいう。
- (3) 公衆損害事故又は契約関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、入札参加資格停止を行わない。
 - ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる場合
 - イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合

5 独占禁止法違反行為（要綱別表第2第5項－第8項）

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為があったとして、公正取引委員会から特定の事業者団体に対して処分がなされたときは、当該団体に加入している有資格事業者について措置することができる。
- (2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反した場合は、発注者が次のアからオのいずれかを知った後、速やかに入札参加資格停止を行う。
 - ア 排除措置命令が出されたこと。
 - イ 課徴金納付命令が出されたこと。
 - ウ 刑事告発がなされたこと。
 - エ 有資格事業者である法人の代表者、有資格事業者である個人又は有資格事業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたこと。
 - オ 公正取引委員会が違反行為を認定し、公表したこと。
- (3) 受注者が独占禁止法第8条第1号の規定に違反した場合は、発注者が次のア又はイを知った後、速やかに入札参加資格停止を行う。
 - ア 課徴金納付命令が出されたこと。
 - イ 公正取引委員会が違反行為を認定し公表したこと。

6 経営不振（要綱別表第2第17項、第18項）

- (1) 受注者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていた場合等の入札参加資格停止の解除は、裁判所の再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定を知ったときとする。
- (2) 受注者が債権仮差押決定、債権差押決定又は債権転付命令を受けた場合等の入札参加資格停止の解除は、事件が解決したと証明する書類の提出を発注者が受けたときとする。

要綱別表第1関係

(1) 虚偽記載

運用基準	
虚偽の程度	入札参加資格停止期間
1 参加資格申請書、添付書類等に虚偽の記載（重過失又は故意）	1月～2月
2 上記の事由のうち、悪質性が高い（重過失又は故意）	3月～4月
3 上記の事由のうち、特に悪質性が高い（故意）	5月～6月
4 その他虚偽記載に該当するとき	1月～6月
ア 「悪質性が高い」とは、複数の虚偽の記載とする。	
イ 「特に悪質性が高い」とは、文書偽造若しくは変造又は事業者内部での複数者共謀による虚偽記載とする。	

(2) 過失による粗雑な履行

運用基準	
履行の内容が契約の内容に適合しない程度又は不完全性の程度	入札参加資格停止期間等
1 履行の内容が契約の内容に適合しない程度又は不完全性の程度が極めて大きい（補完的な履行自体が不可能）	6月
2 補完的な履行によっても契約の目的がほとんど達成できない	4月～5月
3 補完的な履行をすれば契約の目的はある程度達成できるが、不十分である	2月～3月
4 補完的な履行により契約の目的がほぼ達成できる	1月・文書注意
5 補完的な履行の必要なし	口頭注意・措置なし
6 その他過失による粗雑な履行に該当	1月～6月
上記の表は、基本の入札参加資格停止期間を示しており、次の項目に該当する場合は、加算措置を行うことができる。ただし、当該加算措置により、入札参加資格停止期間が6月を超える場合は、6月とする。	
ア 過去の契約で同様な事例が発生している（+1月）	
イ 社会的影響の程度が大きい（+1月）	

(3) 契約違反

運用基準			
違反の種類	A：報告又は連絡あり (事後も可とする)	入札参加資格停止期間	
	B：報告又は連絡なし (事実隠蔽等悪質なものの)	違反の形態	
		単独の違反	組織的な違反
		一契約一違反	一契約複数違反
	同時期一契約で違反	同時期複数契約で違反	
1 履行遅延（履滞）			
(1) 正当な理由なく完了が当初の履行期限から60日以上遅れたとき	A	4月	5月
	B	5月	6月
(2) 正当な理由なく完了が当初の履行期限から30日以上60日未満遅れたとき	A	3月	4月
	B	4月	5月
(3) 正当な理由なく完了が当初の履行期限から30日未満遅れたとき	A	2月	3月
	B	3月	4月
2 契約不履行			
(1) 正当な理由なく契約の全部不	—	6月	

履行があったとき				
(2) 正当な理由なく契約の一部不履行があったとき（契約の相手方からの申出により、変更契約を締結した場合も含む。）	50%超	A	3月	4月
		B	4月	5月
	50%以下	A	2月	3月
		B	3月	4月
3 契約書、約款、仕様書等に係る違反				
(1) 市に損害を生じさせるなど、その影響が大きいと認められる場合	A	2月	3月	
	B	3月	4月	
(2) 市に損害を生じさせたが、その影響が小さいと認められる場合	A	1月	2月	
	B	2月	3月	
4 契約解除（契約の相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したときに限る。）				
(1) 1、2、3に係る違反が契約解除に相当すると認められるとき	A	4月	5月	
(2) 1、2、3以外の事由のうち、責めに帰すべき事由の程度が重大であると認められるとき	B	5月	6月	
ア 「単独の違反」とは、契約履行上の作業員個人の責めによる違反をいう。 イ 「組織的な違反」とは、「単独の違反」以外をいい、一企業内の複数の者の共同行為又は企業間（受注者と再委託の相手方）の共同行為も含む。				
5 その他契約違反に該当するとき		1月～6月		

(4) 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故

運用基準			
事故の程度		被害状況	入札参加資格停止期間等
1 著しく安全管理義務を怠った	人身事故	死亡3名以上	6月
		死亡2名	5月
		死亡1名	4月
		重傷	3月
		軽傷	2月
		傷害なし	1月
	物損事故	物損甚大	2月
		物損軽微	1月
2 安全管理の措置が不適切である	人身事故	死亡3名以上	5月
		死亡2名	4月
		死亡1名	3月
		重傷	2月
		軽傷	1月
		傷害なし	文書注意
	物損事故	物損甚大	1月

		物損軽微	文書注意
		物損なし	口頭注意

3 安全管理の措置がやや不適切である（法令等の違反がない）	人身事故	死亡3名以上	4月
		死亡2名	3月
		死亡1名	2月
		重傷	1月
		軽傷	文書注意
		傷害なし	口頭注意
	物損事故	物損甚大	文書注意
		物損軽微	口頭注意
		物損なし	措置なし
4 その他安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当するとき			1月～6月
備考 人身及び物損の併合事故については、それぞれの当該入札参加資格停止期間等の合計とする。ただし、当該合計期間が6月を超える場合は、6月とする。			

(5) 安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故

運用基準			
事故の程度		被害状況	入札参加資格停止期間等
1 著しく安全管理義務を怠った	人身事故	死亡3名以上	4月
		死亡2名	3月
		死亡1名	2月
		重傷	1月
		軽傷	文書注意
		傷害なし	口頭注意
2 安全管理の措置が不適切である		死亡3名以上	3月
		死亡2名	2月
		死亡1名	1月
		重傷	文書注意
		軽傷	口頭注意
		傷害なし	措置なし
3 安全管理の措置がやや不適切である（法令等の違反がない）		死亡3名以上	2月
		死亡2名	1月
		死亡1名	文書注意
		重傷	口頭注意
		軽傷	措置なし
		傷害なし	措置なし
4 その他安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当するとき			1月～6か月
備考 契約関係者のうち、当該発注機関の財産等に損害を与えた場合は、前号の物損事故基準を準用するものとする。			

要綱別表第2関係

(1) 贈賄（市職員に対しての贈賄容疑）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	24月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	18月
3 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	6月

(2) 贈賄（市内の市以外の公共機関の職員に対しての贈賄容疑）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	12月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9月
3 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	3月

(3) 贈賄（県内の公共機関の職員に対しての贈賄容疑）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	9月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	3月

(4) 贈賄（県外の公共機関の職員に対しての贈賄容疑）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	6月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	2月

(5) 独占禁止法違反行為（市の発注に係る契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合	24月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合	12月

(6) 独占禁止法違反行為（市内の市以外の公共機関との契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合	12月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合	6月

(7) 独占禁止法違反行為（県内の公共機関との契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合	6月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合	3月

(8) 独占禁止法違反行為（県外の公共機関との契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合又は代表役員等、一般役員等が逮捕された場合	4月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合	2月

(9) 独占禁止法違反行為（民間との契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等が逮捕された場合	4月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合、又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合。	2月

(10) 競売入札妨害又は談合（市の発注に係る契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	24月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	12月

(11) 競売入札妨害又は談合（市内の市以外の公共機関との契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	12月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	6月

(12) 競売入札妨害又は談合（県内の公共機関との契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	6月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	3月

(13) 競売入札妨害又は談合（県外の公共機関との契約）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	4月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	2月

(14) 暴力的不法行為（有資格事業者等が市職員に対して暴力的不法行為等を行った場合）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 有資格事業者等が、市の発注に係る契約の事務処理に携わる市職員に対して、傷害、暴行、脅迫等の行為を行ったと認められるとき	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで

(15-1) 不正又は不誠実な行為（有資格事業者名簿に登載された業務に関し不正又は不誠実な行為）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 有資格事業者等が、有資格事業者名簿に登載された業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	9月
2 有資格事業者名簿に登載された業務に関する法令の規定に基づき、当該法令を所管する官庁から行政処分を受けたとき	1月～6月

(15-2) 不正又は不誠実な行為（市の発注に係る契約に関し不正又は不誠実な行為）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 指名競争入札に係る指名通知又は一般競争入札に係る参加資格認定があった後、入札日までの間に、具体的な辞退理由を記載した入札辞退届を提出することなく、入札に参加しなかったとき。	口頭注意
2 入札参加者の過失により入札手続の大幅な遅延を生じさせたとき	
3 「入札上の注意事項」に反し、無効（※1）又は失格となる行為（※2）のうち、故意によるものと認められる行為を2回行ったとき	
4 2回目の口頭注意事由が生じたとき	書面注意
5 落札決定後、やむを得ない理由で契約を締結しなかったとき〈契約辞退1〉	
6 2回目の書面注意事由が生じたとき（口頭注意4回相当）	1月
7 落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかったとき〈契約辞退2〉	3月

ア 入札書関係

(1) 無効となる行為（※1）とは、次のとおりとする。

- a 入札参加資格のない者が提出した入札
- b 同一人が同一事項について提出した2通以上の入札
- c 2人以上の者から委任を受けた者が提出した入札
- d 表記金額を訂正した入札
- e 表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札
- f 入札保証金を納めず、又は不足する者が提出した入札
- g 談合その他不正行為があったと認められる入札
- h 期間入札において、提出期限を経過した後に到達し、又は提出された入札
- i 期間入札において、内封筒に所定の記載若しくは封印がなく、又は誤った記載がなされた入札
- j 予定価格を事前公表している場合において、入札額が予定価格を上回る入札
- k 再度の入札において、前回の入札読み上げ金額の最低金額以上の価格で入札した入札
- l 内訳書の提出が指定されている場合において、これを提出しないもの又は入札金額と内訳書の合計額が一致しないもの
- m 資本関係又は人的関係のある者で同一入札への参加制限基準に該当する複数のものとした入札
- n その他入札条件に違反した入札

(2) 失格となる行為（※2）とは、次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> o 最低制限価格を設定している場合において、最低制限価格未満のもの
イ 契約辞退関係
(1) 契約辞退の主な理由としては、次の場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> p 必要な技術者等の配置ができないとき q その他契約を履行できないとき
(2) <契約辞退 1>の「やむを得ない理由」とは、受注者の責めに因らないと認められる次の場合とする。
<ul style="list-style-type: none"> r j の配置予定技術者の落札後の「死亡」、「疾病による休業」等
(3) <契約辞退 2>の「正当な理由なく」とは、受注者の責めによるものと認められる次の場合とする。
<ul style="list-style-type: none"> s <契約辞退 1>のやむを得ない理由以外
ウ 通算する期間
「不正又は不誠実な行為」に該当する場合の口頭注意及び書面注意の回数については、有資格事業者名簿の有効期間にかかわらず、1回目の注意事由が生じたときから2年を経過するまでの期間を通算してカウントするものとする（次表において同じ）。

(15-3) 不正又は不誠実な行為（市の発注に係る契約履行中の不正又は不誠実な行為）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間等
1 特別な事由もなく、監督職員の指示に従わないとき	口頭注意
2 2回目の口頭注意事由が生じたとき	書面注意
3 2回目の書面注意事由が生じたとき（口頭注意4回相当）	1月
「指示に従わないとき等」の具体的な例としては、次の場合がある。	
(1) 業務責任者、主任技術者等の配置を指示したにもかかわらず配置しない場合	
(2) 立会いを要する作業に受注者が立ち会わない場合	

(16) 信用失墜行為（有資格事業者の一般法令違反（別表第1及び前各号以外））

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されたとき	3月
2 無期懲役又は死刑を宣告されたとき	9月
3 上記以外の場合で、拘禁刑以上の刑を宣告されたとき	6月
4 刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき	1月
5 その他信頼関係を損なう行為を行ったとき	1月～9月

(17) 経営不振（経営不振）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 経営不振で、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていた場合等の入札参加資格停止の解除は、裁判所の再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定を知ったとき	当該認定をした日から経営が改善したと認められる日まで

(18) 経営不振（その他事件等）

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 その他事件等で、債権仮差押決定、債権差押決定又は債権転付命令を受けた場合等の入札参加資格停止の解除は、事件が解決したと証明する書類の提出を受けたとき	当該認定をした日から事件が解決されたと認められる日まで